

## 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行 する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(平成25. 3. 28変更)

(平成21. 11. 9実施)

### 1 第2条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係

- (1) 第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者については、次のa及びbのとおり取り扱うものとする。
- a 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い1(5)及び(6)の規定の適用については、次のとおりとする。
- (5) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)及び(2)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
- (6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(5)及び(6)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
- (2) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(5)の規定は、第2条第2項の適用を受ける上場会社について準用する。

(平成24. 4. 1変更)

### 2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係

- (1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)c及びdの規定の適用については、次のとおりとする。
- c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。
- (a) 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この2において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に規定する期限までに同条に定める開示を行っているとき
- (b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）
- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- ロ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

d 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号又は前cの(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「前cの(b)」とあるのは「第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) 前cの(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度の末日から起算して3か月以内に、再建計画（前cの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(i)から(ii)までに掲げる場合の区分に従い、当該(i) から(ii)までに定める書面

(i) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ii) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(iii) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(iv) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 前cの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定の適用については、dを次のとおりとする。

d 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する当取引所が適当と認める場合に該当したときは、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

(平成24.4.1、25.3.28、26.3.31、30.3.31、令和2.11.1変更)

### 3 第4条（株券上場廃止基準の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)（同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dからgまでの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)から(c)まで（(c)については、第4条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が定める場合」に限る。）に定める場合をいう。

(a) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する時価総額をいう。以下、この3において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に規定する期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

(c) 上場後3年間において株券上場廃止基準の取扱い1(4)a又はbに定める債務超過の状態となった場合

e 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に規定する開示を行っているとき

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

f 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文、第

2条の2第1項第4号本文又はd (b)若しくは前e (b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「d (b)又はは前e (b)」とあるのは「第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文」と、「d (b)については第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」とあるのは「猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) d (b)又は前e (b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、d (b)については第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前e (b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（d (b)又は前e (b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(i)から(ii)までの区分に従い、当該(i)から(ii)までに定める書面

(i) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ii) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(iii) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(iv) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ d (b)又は前e (b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券について

の監理銘柄の指定については、次の a から c までのとおり取り扱うものとする。

a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の (a) から (c) までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a) に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b) 又は (c) に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 株券上場廃止基準の取扱い 5 (1) k の 2、l、n、n の 3、o、o の 2、v 又は w のいずれかに該当するとき

(b) 株券上場廃止基準の取扱い 5 (1) a から k まで、m、n の 2、p から u の 3 まで、x 又は y のいずれかに該当するとき（f にあつては、「第 2 条第 1 項第 5 号（同条第 3 項第 4 号による場合を含む。）又は第 2 条の 2 第 1 項第 4 号」とあるのは、「第 4 条第 1 項又は第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号又は第 2 条の 2 第 1 項第 4 号」と読み替える。）

(c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第 4 条第 1 項又は第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（かつこ書を除く。）又は第 2 条の 2 第 1 項第 4 号（かつこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第 4 条第 1 項又は第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号又は第 2 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い 1 (4) f (a) の規定に基づき行うものとする。）であつて、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

b 前 a の場合における監理銘柄への指定期間は、次の (a) 又は (b) に定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前 a (a) 又は (b) の場合

株券上場廃止基準の取扱い 5 (3) a から f までに定める日

(b) 前 a (c) の場合

当取引所が必要と認めた日

c 前 b の場合において、当取引所は、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の (a) 又は (b) に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前 b において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(a) a (a) 又は (b) の場合

株券上場廃止基準の取扱い 5 (4) a 又は b に定める時

(b) a (c) の場合

当取引所がその都度定める時

(平成22. 6. 30、24. 4. 1、25. 3. 28、26. 3. 31、令和2. 11. 1変更)

付 則

この規則は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年3月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の2(1)c及び3(1)dの規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。